

(1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶与された者以外の者には猶与措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこととしました。

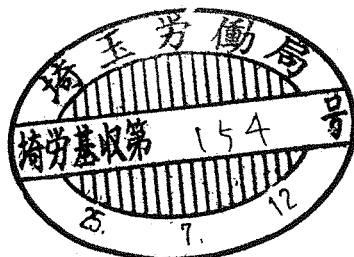
- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削等技能講習」という。）を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

(2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであることとしました。

基安安発 0712 第 1 号
平成 25 年 7 月 12 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿



厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について

標記に関しては、平成 25 年 6 月 28 日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 58 号、以下「58 号改正省令」という。)の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 84 号、以下「84 号改正省令」という。)が公布され、機体重量 3 トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)の運転業務従事者のうち一定の者に対して平成 25 年 7 月 1 日から 1 年間の猶与措置が定められたところである。

その趣旨及び留意事項は下記のとおりであるので、その施行に遺漏のないようにされたい。

なお、基本的に、改正省令等に係る事業場指導は懇切丁寧に実施するよう留意すること。

記

1 改正の趣旨

84 号改正省令により改正された 58 号改正省令附則第 3 条の趣旨は、次のとおりであること。

- (1) 58 号改正省令による改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習(以下「旧解体用技能講習」という。)を修了した者又は平成 25 年 7 月 1 日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。(附則第 3 条第 1 項関係)
- (2) 上記(1)のいずれかに該当する者については、平成 26 年 7 月 1 日以降は、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習(以下

「技能特例講習」という。)を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。(附則第3条第2項関係)

2 留意事項

(1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶与された者以外の者には猶与措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこと。

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(以下「掘削等技能講習」という。)を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

(2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであること。

(前のページより続き)

国家試験

平成二十五年年度特定侵害訴訟代理業務試験公告(工業所有権審議会)
平成二十五年年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について(環境省)
第五十五回原子炉主任技術者試験口答試験の施行(原子力規制委員会)

(公 告)

諸事項

官庁
公認会計士懲戒処分、適格機関投資家、監査法人懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定関係
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○総務省令第六十九号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十八條の六第一項及び第三十八條の三十三第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
総務大臣 新藤 義孝

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項を次のように改める。
2 法第三十八條の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。
一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備
二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二及び第十九号の三から第十九号の四までに掲げる特定無線設備

別表第二号第三注10を次のように改める。
10 6の欄は、次によること。
(1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種類、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
(2) (1)のほか、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の施行に伴い、及び予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第百五条の規定に基づき、保管金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
財務大臣 麻生 太郎

保管金取扱規程の一部を改正する省令

保管金取扱規程(大正十一年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。
第九条に次の一項を加える。
取扱官庁租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十一条第七項ノ規定ニ依リ国税局長又ハ税務署長ノ保管スル金銭ノ讓与ヲ為ストキハ国税局長又ハ税務署長ノ命令ニ依リ支払ヲ為スベシ

附 則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○財務省令第四十五号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)の施行に伴い、及び消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第六十一条の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
財務大臣 麻生 太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年財務省令第九十二号)の一部を次のように改正する。
附則第一条第一項中「第四項において「施行日」といふ」を削り、「及び第四項において同じ」を「第四項及び第五項において同じ」に改め、同条第三項中「除く。次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。
5 事業者が、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格の表示につき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)第十条第一項(総額表示義務)に関する消費税法の特例)の規定の適用を受ける場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額等については、消費税法第六十三条の規定による表示を行っているものとして、前項の規定を適用する。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七條第一項、第六十一條第一項及び第百十三條並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第五十八号)の一部を次のように改正する。
附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条までの規定」に改める。
附則第三条を次のように改める。
(就業制限に関する経過措置)

第三条 事業者は、新安衛則第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、平成二十六年六月三十日までの間は、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においてはその者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者
二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者